

子ども・子育て支援新制度の導入に伴う各種条例（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

「子ども・子育て支援新制度」は、平成27年4月から本格的にスタートしますが、この制度は、市町村が実施主体となり、条例の策定が必要となります。

条例の制定にあたりましては、市民の皆様からのご意見を参考にするため、パブリックコメントを実施したところです。

市民の皆様からは、多数のご意見をいただき御礼申し上げます。

つきましては、いただいたご意見の内容とご意見に対する市の考え方について、次のとおり公表いたします。

なお、今後は、具体的な条例（基準）を策定し、平成26年9月開会の鎌ヶ谷市議会定例会に議案として上程することを予定しています。

1 募集期間 平成26年6月9日（月）から7月8日（火）まで

2 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 健康福祉部 こども課（総合福祉保健センター2階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所3階）
- (4) 放課後児童クラブ（各小学校内）
- (5) 市内公共施設（まなびいプラザ、学習センター（各公民館）、図書館、各コミュニティセンター、各児童センター）

3 意見の提出方法

郵送、直接持参、FAX、電子メール

4 ご意見の概要

(1) 受付件数

No	条例（案）の名称	提出者数	意見数
1	鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	1	7
2	鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）	2	7
3	鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	18	59
合計		21	73

(1) 鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

《条例の条文変更を求めるなど条例に直接関連するご意見》

区分	ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方
<p>食事の提供等（省令第15条及び第16条関係）</p> <p>職員（省令第23条第1項関係）</p>	<p>家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の給食は、自園調理を必須とし、調理員を配置する。</p>	1	<p>家庭的保育事業等については、食育の推進などの観点から食事を提供する際には、自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則としておくことになっております。</p> <p>このことから、自園調理について重要と考えております。</p> <p>なお、食事の提供の特例として外部搬入が認められていますが、連携施設、同一の社会福祉法人等の施設に調理室を備えている施設からの搬入に限定されております。</p>
<p>保育所等の連携（省令第6条第3項関係）</p>	<p>3歳以上の保育の継続的な確保のために、小規模保育事業者は連携保育所の中に公立保育所が積極的に関わり、保育の継続性を担保すること。</p>	1	<p>小規模保育事業の連携施設として、公立保育園を基本として考えております。</p>
<p>職員（省令第23条、第29条、第31条、第34条、第39条及び第44条関係）</p>	<p>家庭的保育事業等の保育士は、すべて有資格者とする。</p>	1	<p>小規模保育事業の保育士の配置基準は、国の基準に従うべきものとなっておりますので、国の基準どおり事業の種類ごとに保育士の配置基準を定めます。</p> <p>なお、条例（案）は、国の基準は最低基準であり、利用乳幼児が明るく衛生的な環境により保育が提供されるよう、質の向上に努めてまいります。</p>
<p>設備の基準（省令第28条及び第32条関係）</p>	<p>小規模保育事業のA型及びB型では保育室の大きさが1人当たり1.98㎡となっており、もっと広くすべき。</p>	1	<p>条例（案）は、最低基準を定めたものであり、利用乳幼児が明るく衛生的な環境により保育が提供されるよう、質の向上に努めてまいります。</p>
<p>設備の基準（省令第28条、第32条及び第33条関係）</p>	<p>小規模保育事業 部屋は原則1階とし静かな環境での立地とする。</p>	1	<p>避難用の施設設備の設置など安全性を確保することで、条例（案）のとおりとします。</p>
<p>居宅訪問型保育（省令第37条関係）</p>	<p>深夜での保育は、児童養護施設などで複数の保育体制を確保した場で対処すべき。</p>	1	<p>居宅訪問型保育は、障がいや疾病のある子どもの個別ケアが必要な場合など、居宅にて保育を行う事業ですが、認可に際し、安全で適正な保育の確保をしております。</p> <p>なお、仕事で一時的に夜間又は深夜保育ができないときは、児童養護施設における子育て短期支援事業の利用ができますので、個別ニーズに応じて支援をしております。</p>

《上記以外のご意見》

条例に規定するもの以外のご意見に関しては、貴重なご意見として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の参考にさせていただきます。

ご意見の概要	件数
①市民や保護者に対する分かりやすく十分な説明や意見を聴く機会を設けてください。	1
②待機児童解消のためには横浜方式のようなつめこみ保育や企業参入などの安上がり保育ではなく、公立保育所や認可保育所を増やすようにしてください。	1
③保育の基準を低い基準に合わせるのではなく、認可保育所の条件を維持し、他の施設にも補助金を増やしてください。	1
合計	3

(2) 鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

《条例の条文変更を求めるなど条例に直接関連するご意見》

区分	ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（府令第6条第3項）	私立保育所の入所選考は、児童福祉法24条1項に基づき、市が行うことを運営の基準で明記すること。	1	子ども・子育て支援新制度においても、児童福祉法第24条において保育所での保育に関して、市が保育を行っていくことが明確に規定されております。 なお、新制度においては、従来の入所選考は利用調整に変更となり、保育の必要性の認定を受け、保育利用希望の申込をした子ども全員について、市町村が各施設・事業の利用について利用の調整を行うこととなります。
あっせん、調整及び要請に対する協力（府令第7条）	選考結果は施設、事業者に『通知』を義務付け、利用できない保護者には、市が利用調整を行い、保育の実施責任を履行するように。	1	新制度では、上記のとおり、市町村が利用調整を行うことになるため、市が利用調整を行うにあたり、必要なことについて、国の基準にもとづき規則等を定めていく予定です。
利用者負担額等の受領（府令第13条、43条関係）	保育料外負担について、日用品・文房具・行事参加費など保護者負担にすべきではなく、上乗せ徴収等は是認しないこと。 3歳以上の主食費も給食費として公定価格に含め保護者負担としないこと。	1	保育料外負担には、上乗せ徴収と実費徴収があります。 上乗せ徴収は、新制度において幼稚園・認定こども園を利用する場合に、教員配置の充実などによる人件費の徴収が考えられます。 実費徴収は、従来より、幼稚園・保育所では、教材、行事参加費などの徴収を行っているところであり、今後も徴収することになる予定です。 主食費につきましては、現状では徴収していないところであり、今後も現状を維持する方向で考えております。 なお、実費徴収、上乗せ徴収を行う際は、あらかじめ、額や理由を開示のうえ説明、同意を得たうえで行うことになっております。
定員の遵守（府令第48条関係）	小規模保育事業における年度途中の定員超過について、慎重な対応が必要であり、定員超過に制限を設ける必要がある。	1	小規模保育事業の定員は、原則定員を遵守することになっておりますが、法に定められている火災、虐待などのやむを得ない事情がある場合のみ、定員超過による対応をすることとなります。

《上記以外のご意見》

上記以外のご意見に関しても、貴重なご意見として、保育所の運用上の参考とさせていただきます。

ご意見の概要	件数
①保育の必要性の認定について ・短時間認定に伴う就業時間の下限設定で利用制限が発生しないようにしてほしい。 ・こどもの障害を保育要件とする。 ・育休取得の場合でも上の子の保育を継続できるように。	1
②保育園の年度途中の転園を可能とすること。	1
③定期的な布団の持ち帰りを見直してほしい。	1
合計	3

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

《条例の条文変更を求めるなど条例に直接関連するご意見》

区分	ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方
設備の基準 (省令第9条第1項)	静養スペースだけを具体的に定めるのではなく、更衣室、調理室などを必須条件として例示してほしい。	1	放課後児童クラブの施設は、学校から帰ってきた児童が生活する場所となることから、調理室、トイレ、下駄箱など様々な設備が必要となるため、条例の規定には、必要な設備及び備品等を備えるものに留めています。 条例制定後には、具体的な設備等を示した市の基準を策定することを予定しています。
設備の基準 (省令第9条第2項)	児童1人につきおおむね1.65㎡以上と規定しているが、小規模保育所や保育所と同様に、1.98㎡以上に変更すること。	1	放課後児童クラブの専用区画の面積は、利用者が乳幼児ではなく、小学校1年生以上の児童であることから、国の基準と同様に、児童1人につきおおむね1.65㎡以上に設定します。 この基準は、最低基準としての設定で、市が所管する施設について、増改築等を計画的に進めることにより、事務室、静養スペースを除いた「遊びと生活の場のスペース」は、1.65㎡以上確保することにより、児童の快適な空間確保に努めます。
職員 (省令第10条第2項)	放課後児童クラブを運営する際には、専門知識と経験を有する職員が必要となるため、資格を有しない補助員を配置する規定は、削除すべきである。	1	原則として、資格を有する放課後児童支援員を配置していますが、夏休みなど一時的に児童数が増加する際には、補助員を配置する必要が生じることから、定めるものとなります。 なお、夏休み以外においても、補助員を配置した場合には、放課後児童支援員の指導徹底、研修等を行うことにより、運用上支障がない体制を構築します。
職員数 (省令第10条第2項)	職員数を支援単位ごとに2人以上としているが、児童30人以上は、職員3人といた細かい基準にしてほしい。また、児童の状況に応じて、職員数の増加をお願いしたい。	2	児童数が少人数の場合においても、職員は、最低2人以上配置する必要があることから、最低基準として定めるものとなります。 なお、児童数に応じた職員の配置基準は、省令第14条に定める運営規程に定めるものとし、障がい児を受け入れる場合には、加配するなどの措置を講じます。
	職員の配置に当たっては、支援の単位ごとに2人以上としているが、そのうち1名は常勤の者としていただきたい。	1	職員の常勤、非常勤については、条例上定めていませんが、常勤の施設長の配置について検討します。

区分	ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方
最低基準と放課後児童健全育成事業者（省令第4条）	現行のサービス水準を下げるようなことはしないこと。	1	省令第4条の規定により、条例に定める最低基準の向上を図ることから、現行のサービス水準を低下することはありません。

《上記以外のご意見》

上記以外のご意見に関しても、貴重なご意見として、放課後児童クラブの運用上の参考とさせていただきます。

ご意見の概要	件数
1 インフルエンザなどを理由に、小学校が学級閉鎖になった場合においても、放課後児童クラブは開所してほしい。	1
2 放課後児童クラブの施設内に、パソコン・プリンターを設置してほしい。	6
3 放課後児童クラブを利用している際の発熱、けがなどの病院受診の対応について、放課後児童クラブ指導員に対応していただきたい。	1
4 放課後児童クラブの運営は、市直営方式に統一してほしい。	1
5 市直営方式だけではなく、すべての放課後児童クラブにおいて、保育園と同様に、19時まで開所してほしい。	1
6 放課後児童クラブ施設内、放課後児童クラブの児童が利用する校内設備について、早期改修をお願いしたい。	4
7 放課後児童クラブは、生活の場であり、衛生管理の徹底が必要となるため、給湯器を設置し、お湯が使えるようにしてほしい。	2
8 地震発生時に、児童の安全を確保するため、窓ガラスを強化してほしい。	1
9 災害などが発生した際に、こども課から保護者に対し、放課後児童クラブの運営などの緊急情報を一斉メールで発信できるようなシステムを構築してほしい。	1
10 子どもたちが、楽しみにしている「おやつ」の充実を図るため、調理設備の改善を図るとともに、電気容量の増加をお願いしたい。	2
11 教室の既存配線ではなく、生活の場に適した配線工事（コンセントの増設など）をお願いしたい。	1
12 児童全員が対象の放課後こども教室との連携を図ってほしい。	1
13 地域の住民の方が参加することにより、様々な体験ができるカリキュラムやイベントを行ってほしい。	1

ご意見の概要	件数
14 保護者負担金を減額してほしい。	1
15 おやつの内容について、健康面、栄養面を考慮したものにしてほしい。	1
16 授業のない夏休み期間中の開始時間について、8時開始から7時開始に早めてほしい。	1
17 授業のない夏休み期間中について、お弁当の外部注文をお願いしたい。	1
18 学校の余裕教室ではなく、調理スペース、更衣室、静養室などを有するクラブ専用施設を整備してほしい。	2
19 障がいのある児童も、安心して過ごせるような施設、設備のバリアフリー化を図ってほしい。	1
20 放課後児童支援員の研修会等を確保し、児童の健全育成のために必要となる知識及び技能習得に努めてほしい。	3
21 様々な児童が増加する中、児童、保護者、指導員を対象とした心理カウンセラーを配置してほしい。	1
22 児童数をおおむね40人以下にすることに異論はないが、現状が55人以上という現実があるので、必要なスペースを確保してほしい。	1
23 必要な設備となる空調設備、書類庫、収納庫、下駄箱、ロッカー、図鑑などの充実又は改善をしてほしい。	1
24 保有図書の充実を図ってほしい。	3
25 夏休みは、特に児童数が増加する一方で、ロッカーも確保できない劣悪な環境となりますので、改善して頂きたい。	2
26 新しい専用施設を整備する際には、指導員、保護者など関係者の意見を踏まえたものにしてほしい。	1
27 各小学校の放課後児童クラブにおいて、運用方法や遊びの仕方など、情報交換を図る機会を設けることにより、市全体のクラブ運営の充実を図ってほしい。	2
28 児童の家庭とのやり取りについて、連絡帳や電話だけではなく、個人面談などを行う機会を設けてほしい。	1
29 雨の日など、外に出られないときの対策として、テレビ、DVDなどの設置をお願いしたい。	1
30 放課後児童クラブの現場を理解し、具体的なビジョンをもったガイドラインを決めて頂きたい。	1
31 市の責務としては、放課後児童クラブの最低基準を常に向上するよう求められているが、最低基準の向上に当たっては、利用者、保護者、指導員、学識経験者など、幅広い意見を聴いたうえで進めていただきたい。	1

ご意見の概要	件数
32 放課後児童クラブの運営に当たっては、運営規程を定める必要があることから、より実践に見合った具体的なものにしていただきたい。	1
33 事業者が定める運営規程は、関係者による検討委員会を立ち上げたうえで、決定して頂きたい。	1
34 最低基準の統一を図るため、必要な設備、各種書式の記載方法、ひな形作成、必要な備品・消耗品・医薬品、禁止事項、危機管理などを具体的に定めていただきたい。	1
35 全児童対策事業との一体化はしないこと。	1
合計	52